

田村市規則第28号

田村市犯罪被害者等支援条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、田村市犯罪被害者等支援条例(令和7年田村市条例第20号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた刑法(明治40年法律第45号)その他日本国における刑罰法令に規定する人の生命又は身体を害する罪に当たる行為(刑法第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。)をいう。
- (2) 重傷病 犯罪による負傷又は疾病により、療養に要する期間が1月以上で、かつ、通算3日以上入院(精神疾患の場合は通算3日以上労務に服することができないもの)と医師に診断されたものをいう。
- (3) 犯罪被害 犯罪による死亡又は重傷病をいう。ただし、被害届を警察に提出することが困難であると認められる場合を除き、被害届が受理されているものに限る。
- (4) 犯罪被害者 犯罪被害を受けた者をいう。

(見舞金の種類)

第3条 条例第8条の規定により支給する見舞金は、遺族見舞金及び重傷病見舞金とする。

2 遺族見舞金は犯罪被害者が死亡した場合に支給し、重傷病見舞金は犯罪被害者が重傷病を負った場合に支給する。

(見舞金の支給対象者)

第4条 見舞金の支給を受けることができる者は、次の各号に掲げる見舞金の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

- (1) 遺族見舞金 犯罪により死亡した者の第1順位遺族(次条に定める第1順位の遺族(当該犯罪が行われたときにおいて、市に住所を有する者に限る。))をいう。)
 - (2) 重傷病見舞金 犯罪により重傷病を負った者(当該犯罪が行われたときにおいて、市に住所を有する者に限る。)
- 2 前項各号に定める見舞金について、支給対象者が、次の各号に掲げるいずれかの事項によりやむを得ず市の住民基本台帳に記録されずに市に居住している場合は、居住していることが客観的に確認できる書類の提出により市に住所を有する者とみなすことができる。
- (1) 東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律(平成23年法律第98号)第2条第3項に規定する避難住民
 - (2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第1条第1項に規定する配偶者からの暴力を受けていた者
 - (3) ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年法律第81号)第2条第4項に規定するストーカー行為に係る被害を受けていた者

- (4) 児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第2条に規定する児童虐待を受けていた者
- (5) 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号)第2条第3項に規定する高齢者虐待を受けていた者
- (6) 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号)第2条第2項に規定する障害者虐待を受けていた者
- (7) その他市の住民基本台帳に記録することで自己の生命又は身体に危害を受けるおそれのある者(遺族の範囲及び順位)

第5条 遺族見舞金の支給対象者は、犯罪被害者の死亡時において、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 犯罪被害者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあったと市長が認める者を含む。以下同じ。)
 - (2) 犯罪被害者の収入によって生計を維持していた世帯における犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹(以下「生計維持遺族」という。)
 - (3) 前号に該当しない犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
- 2 犯罪被害者の死亡当時胎児であった子が、その後出生した場合において、前項第2号及び第3号の規定の適用については、その母が犯罪被害者の死亡当時、犯罪被害者の収入によって生計を維持していたときは同項第2号の子とし、その他のときにあっては、同項第3号の子とみなす。
- 3 遺族見舞金の支給対象者となる遺族の順位は、第1項各号に掲げる順に先順位とし、同項第2号及び第3号に掲げる者のうちにあっては、それぞれ当該各号に掲げる順に先順位とする。この場合において、父母については養父母を先にし、実父母を後にする。
- 4 遺族見舞金の支給を受けることができる遺族が2人以上ある場合においては、先順位の者のみが支給を受けることとし、当該遺族の順位が同順位の場合は、第9条第1項第8号に定める申出書により決定された代表者のみが支給を受けることとする。
- 5 第1項の規定にかかわらず、犯罪被害者を故意に死亡させ、又は犯罪被害者の死亡の前に、当該犯罪被害者の死亡により遺族見舞金の支給を受けることができる先順位若しくは同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者は、遺族見舞金の支給を受けることができる遺族としない。この場合において、遺族見舞金の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族を故意に死亡させた者も同様とする。

(見舞金の支給額)

第6条 見舞金の支給額は、次の各号に掲げる見舞金の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 遺族見舞金 60万円
- (2) 重傷病見舞金 30万円

(見舞金支給の調整)

第7条 重傷病見舞金の支給を受けた犯罪被害者が当該犯罪被害により死亡した場合に、当該犯罪被害者の遺族に対して支給する遺族見舞金の支給額は、既に支給した当該重傷病見舞金の額を減じて得た額とする。

(見舞金支給の制限)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに掲げる場合は、見舞金を支給しないことができる。

- (1) 当該死亡又は重傷病の原因となった犯罪が行われたときにおいて、犯罪被害者又は第1順位遺族と加害者の間に次のいずれかに該当する親族関係があったとき。ただし、市長が支給対象として認

める特段の理由がある場合は、この限りでない。

ア 夫婦(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)

イ 直系血族(親子については、養子縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあった者を含む。)

ウ 3親等内の親族

(2) 犯罪被害者又は第1順位遺族が犯罪を誘発したときその他当該犯罪による死亡又は重傷病につき、犯罪被害者又は第1順位遺族にも、その責めに帰すべき行為があったとき。

(3) 犯罪被害者又は第1順位遺族が、田村市暴力団排除条例(平成24年田村市条例第3号)第2条第1号に規定する暴力団及び同条第3号に規定する暴力団員等並びにこれらのものと密接な関係を有する者であるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、犯罪被害者と加害者との関係その他の事情から判断して、見舞金を支給することが社会通念上適切でないと認められるとき。

(見舞金支給の申請)

第9条 遺族見舞金の支給の申請を行う者(以下この項において「申請者」という。)は、田村市犯罪被害者等見舞金(遺族見舞金)支給申請書(様式第1号)及び犯罪被害申告書(様式第2号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長は、当該書類により証明すべき事実を公簿等で確認できる場合は、当該書類の添付を省略させることができる。

(1) 犯罪被害者の死亡診断書その他の犯罪被害者の死亡の事実及び死亡年月日を確認することができる書類

(2) 犯罪被害者の消滅された住民票の写し

(3) 申請者が、犯罪被害発生時において、市に住所を有していたことを証明する書類(住民票の写し、戸籍の附票の写し等。ただし、第4条第2項に規定する支給対象者にあつては、市内に居住していたことを客観的に確認できる書類等)

(4) 申請者と犯罪被害者との続柄を証明する書類(戸籍謄本又は抄本)

(5) 申請者が犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、犯罪被害者の死亡当時、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類(住民票の写し、犯罪被害者及び申請者の親族、友人、隣人等の申述書等)

(6) 申請者が配偶者以外の者であるときは、第1順位遺族であることを証明することができる書類(先順位の者の死亡を明らかにすることができる戸籍謄本又は抄本)

(7) 申請者が生計維持遺族であり、第1順位遺族を決定するのに必要があるときは、当該死亡の原因となった犯罪が行われたときにおいて、犯罪被害者の収入によって生計を維持していた事実を認めることができる書類(犯罪被害者の収入を証明する資料、家計簿、住民票の写し等)

(8) 遺族見舞金の支給を受けることができる遺族が2人以上あるときは、田村市犯罪被害者等見舞金(遺族見舞金)受給代表者決定申出書(様式第3号)

(9) その他市長が必要と認める書類

2 重傷病見舞金の支給の申請を行う者(以下この項において「申請者」という。)は、田村市犯罪被害者等見舞金(重傷病見舞金)支給申請書(様式第4号)及び犯罪被害申告書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 重傷病に該当することが証明できる医師の診断書その他の証明書(犯罪による負傷又は疾病の状態、療養期間、入院日数及び病名を明記したものとする。ただし、精神疾患に係るものについては、

入院日数の記載は要せず、その症状の程度が通算3日以上労務に服することができない程度であったことを明記したものとする。)

(2) 申請者が、当該重傷病の原因となる犯罪が行われたときにおいて、市に住所を有していたことを証明する書類(住民票の写し、戸籍の附票の写し等。ただし、第4条第2項に規定する支給対象者にあつては、市内に居住していたことを客観的に確認できる書類等)

(3) その他市長が必要と認める書類

3 第1項又は前項の申請者が未成年者である場合又はやむを得ない理由により当該見舞金の申請手続きができない場合は、当該申請者に代わって親族等が申請手続きをすることができる。

(見舞金支給の申請期限)

第10条 前条の申請は、申請者が犯罪被害の発生を知った日から2年を経過したときは行うことができない。この場合において、重傷病見舞金の支給を受けた犯罪被害者が当該犯罪により死亡した場合に、当該犯罪被害者の遺族が遺族見舞金の申請を行う場合にあっては、死亡した日から2年を経過したときは、申請を行うことはできない。

2 前項の規定にかかわらず、当該犯罪の加害者により身体を自由を不当に拘束されていたことその他のやむを得ない理由により同項に規定する期間を経過する前に、前条の申請ができなかったときは、その理由がなくなった日から6月以内に限り、同条の申請をすることができる。

(見舞金支給の決定等)

第11条 市長は、第9条の申請があつたときは、速やかにその内容を審査し、見舞金の支給の可否を決定しなければならない。

2 市長は、前項の規定による決定を行ったときは、速やかに田村市犯罪被害者等見舞金支給決定通知書(様式第5号)又は田村市犯罪被害者等見舞金不支給決定通知書(様式第6号)により、申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定による見舞金の審査に際し、申請者から当該申請に係る状況等について調査することができる。この場合において、市長は、申請書及び添付書類の内容審査のほか、必要に応じて関係機関へ照会を行うことができる。

4 前項の規定は、見舞金の支給決定後においても適用することができる。

(見舞金の請求)

第12条 前条の規定により見舞金の支給決定通知を受けた者は、田村市犯罪被害者等見舞金支給請求書(様式第7号)により、市長に当該見舞金の支給を請求するものとする。

(見舞金支給決定の取消)

第13条 市長は、当該見舞金の支給決定後、次の各号のいずれかに該当した場合は、第11条第1項の規定による決定を取り消すことができる。

(1) 第8条各号のいずれかに該当することが判明したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により、当該決定を受けたと認められるとき。

2 市長は、前項の規定により取消しを行った場合は、田村市犯罪被害者等見舞金支給取消通知書(様式第8号)により申請者に通知するものとする。

(見舞金の返還)

第14条 見舞金の支給を受けた者が、前条の規定により見舞金の支給決定の全部又は一部を取り消されたときは、当該見舞金を返還しなければならない。

(転居費用の助成)

第15条 条例12条の規定により、犯罪被害者又はその遺族が犯罪被害によって従前の住居に居住することが困難と認められるときは、犯罪被害者又はその遺族に対し、新たな住居に転居するために要する費用を助成するものとする。

2 前項に定める従前の住居に居住することが困難と認められる犯罪被害者又はその遺族とは、犯罪被害者の住居等において犯罪被害を受け、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 犯罪により住居が滅失し、又は著しく損壊したために居住することができなくなった犯罪被害者又はその遺族

(2) 二次被害の発生、再被害のおそれその他の事情により、精神的に従前の住居に居住し続けることが困難となった犯罪被害者又はその遺族

(3) その他市長が必要と認める者

3 犯罪被害者又はその遺族が未成年者である場合は、転居に関して保護者(親権者又は未成年後見人という。)の同意を得ている者とする。

(助成金の支給対象者)

第16条 転居費用に対する助成金の支給対象者は、次に掲げるものとする。

(1) 犯罪により死亡した者の配偶者であって、当該犯罪被害発生時において市に住所を有するもの

(2) 犯罪により死亡した者の2親等以内の親族であって、当該犯罪被害発生時において市に住所を有するもの

(3) 犯罪により重傷病の被害を受けた者で、当該犯罪被害発生時において市に住所を有するもの

(4) 前3号に準じる者で、助成金による支援が特に必要であると市長が認めるもの

2 前項に定める支給対象者が、第4条第2項各号に掲げるいずれかの者であるため、やむを得ず市の住民基本台帳に記録されずに市に居住している場合は、居住していることが客観的に確認できる書類の提出により市に住所を有する者とみなすことができる。

(助成金の支給額等)

第17条 助成金の額は、次に掲げる費用(消費税及び地方消費税を含む。)の合計額とし、20万円を上限とする。

(1) 運送に要した費用

(2) 荷造り等のサービス(運送業者が行ったものに限る。)に要した費用

(3) その他市長が認める費用

2 助成金は、同一の事案について、1回の転居に要した費用に限り支給するものとする。

(助成金支給の制限)

第18条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金を支給しないことができる。

(1) 犯罪被害者又はその遺族が、他の地方公共団体から当該転居費助成金と同種の支給を受けているとき。

(2) 当該死亡又は重傷病の原因となった犯罪が行われたときにおいて、犯罪被害者又はその遺族と加害者の間に第8条第1号アからウまでのいずれかに該当する親族関係があったとき。ただし、市長が支給対象として認める特段の理由がある場合は、この限りでない。

(3) 犯罪被害者又はその遺族が犯罪を誘発したときその他当該犯罪による死亡又は重傷病につき、犯罪被害者又はその遺族にもその責めに帰すべき行為があったとき。

(4) 犯罪被害者又はその遺族が、田村市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団及び同条第3号に規定する暴力団員等並びにこれらのものと密接な関係を有する者であるとき。

- (5) 前各号に掲げる場合のほか、犯罪被害者等と加害者との関係その他の事情から判断して、転居費用助成金を支給することが社会通念上適切でないと認められるとき。

(助成金支給の申請)

第19条 助成金の支給の申請を行う者(以下この条から第21条まで及び23条において「申請者」という。)は、田村市犯罪被害者等転居費用助成金支給申請書(様式第9号)及び犯罪被害申告書に次に掲げる場合に応じた書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長は、当該書類により証明すべき事実を公簿等で確認できる場合は、当該書類の添付を省略させることができる。

- (1) 犯罪被害により死亡した者の遺族が転居費用助成金の支給を申請する場合

ア 犯罪被害者の死亡診断書その他の犯罪被害者の死亡の事実及び死亡年月日を確認することができる書類

イ 犯罪被害者の消除された住民票の写し

ウ 申請者が、犯罪被害発生時において、市に住所を有していたことを証明する書類(住民票の写し、戸籍の附票の写し等。ただし、第16条第2項に規定する支給対象者にあつては、市に居住していたことを客観的に確認できる書類等)

エ 申請者と犯罪被害者との続柄を証明する書類(戸籍謄本又は抄本)

オ 申請者が犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、犯罪被害者の死亡当時、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者であるときは、その事実を認めることができる書類(住民票の写し、犯罪被害者及び申請者の親族、友人、隣人等の申述書等)

カ 転居に際して運送業者等が作成した内訳書及び領収書等

キ その他市長が必要と認める書類

- (2) 犯罪により重傷病の被害を受けた犯罪被害者が転居費用助成金の支給を申請する場合

ア 申請者が、犯罪被害発生時において、市に住所を有していたことを証明する書類(住民票の写し、戸籍の附票の写し等。ただし、第16条第2項に規定する支給対象者にあつては、市に居住していたことを客観的に確認できる書類等)

イ 重傷病に該当することが証明できる医師の診断書その他の証明書(犯罪による負傷又は疾病の状態、療養期間、入院日数及び病名を明記したものとする。ただし、精神疾患に係るものについては、入院日数の記載は要せず、その症状の程度が通算3日以上労務に服することができない程度であつたことを明記したものとする。)

ウ 転居に際して運送業者等が作成した内訳書及び領収書等

エ その他市長が必要と認める書類

- 2 前項各号の申請者が未成年者である場合又はやむを得ない理由により当該助成金の申請手続ができない場合は、当該申請者に代わって親族等が申請手続をすることができる。

(助成金支給の申請期限)

第20条 前条の申請は、申請者が犯罪被害の発生を知った日から1年を経過したときは行うことができない。

- 2 前項の規定にかかわらず、当該犯罪の加害者により身体を自由を不当に拘束されていたことその他のやむを得ない理由により同項に規定する期間を経過する前に、前条の申請ができなかったときは、その理由がなくなった日から6月以内に限り、同条の申請をすることができる。

(助成金支給の決定等)

第21条 市長は、第19条の申請があつた場合は、速やかにその内容を審査し、助成金の支給の可否を決

定しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による決定を行ったときは、速やかに田村市犯罪被害者等転居費用助成金支給決定通知書(様式第10号)又は田村市犯罪被害者等転居費用助成金不支給決定通知書(様式第11号)により、申請者に通知するものとする。
- 3 市長は、第1項の規定による助成金の審査に際し、申請者から当該申請に係る状況等について調査することができる。この場合において、市長は、申請書及び添付書類の内容審査のほか、必要に応じて関係機関へ照会を行うことができる。
- 4 前項の規定は、助成金の支給決定後においても適用することができる。

(助成金の請求)

第22条 前条の規定により助成金の支給決定通知を受けた者は、田村市犯罪被害者等転居費用助成金支給請求書(様式第12号)により、市長に当該助成金の支給を請求するものとする。

(助成金支給決定の取消)

第23条 市長は、当該助成金の支給決定後、次の各号のいずれかに該当した場合は、第21条第1項の規定による決定を取り消すことができる。

- (1) 第18条各号のいずれかに該当することが判明したとき。
 - (2) 偽りその他不正の手段により、当該決定を受けたと認められるとき。
- 2 市長は、前項の規定により取消しを行った場合は、田村市犯罪被害者等転居費用助成金支給取消通知書(様式第13号)により申請者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第24条 助成金の支給を受けた者が、前条の規定により助成金の支給決定の全部又は一部を取り消されたときは、当該助成金を返還しなければならない。

(権利の譲渡等の禁止)

第25条 見舞金又は助成金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供することができない。

(報告等)

第26条 市長は、見舞金又は助成金の支給に関し必要があると認めるときは、見舞金又は助成金の支給の決定を受けた者に対し、報告を求め、及び調査を行うことができる。

(その他)

第27条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。